

特定非営利活動法人長野県介護支援専門員協会運営細則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この運営細則は、特定非営利活動法人長野県介護支援専門員協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）第56条の規定に基づき、その運営に関して必要な事項を定める。

第2章 会 員

(入 会)

第2条 定款第6条の規定により、会員として協会に入会しようとする者は、同第6条の種別ごとに、正会員用（様式第1号）、特別会員用（様式第2号）、賛助会員用（様式第3号）の入会申込書に必要事項を記載し、同第8条に定める入会金及び当該年度の会費を添えて会長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第3条 会員として協会に入会した者であって、前条の届出事項に変更が生じた場合は、その内容を記載した変更届（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

(退 会)

第4条 協会を退会しようとする者は、退会届（様式第5号）を会長に提出するものとする。

(会員名簿)

第5条 会長は、会員名簿を作成するとともに常時これを管理し、前2条の規定により変更又は退会届が提出されたときは、その都度訂正しなければならない。

第3章 役 員

(役員を選任)

第6条 定款第13条第1項の規定に基づく役員を選任は、立候補者又は推薦候補者について行うものとする。

- 2 役員を選任方法は、総会における議決を原則とし、理事及び監事の立候補者又は推薦候補者が定款13条に定める定数を超える場合は、投票によって行う。
- 3 投票による役員を選任方法は、別に定める。

(顧問及び相談役)

第7条 定款第21条の規定による顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

- 2 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第4章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第8条 定款第5条の規定に基づき、協会に、総務企画委員会、研修委員会、調査委員会、研究委員会、広報委員会、選挙管理委員会の6委員会を置き、選挙管理委員会を除く各委員会に担当理事を配置する。

- 2 部会は、必要に応じて設置し、各部会に担当理事を配置する。
- 3 前2項に定める委員会又は部会の長は、会長が委嘱する。
- 4 会長は、委員会又は部会に、正会員及び特別会員の中から適切と認められる者を構成員として委嘱することができる。

第5章 事業

第9条 定款第5条(6)の規定に基づき、他団体等関係諸機関との業務協力を行う。

第6章 補則

(委任)

第10条 この運営細則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この運営細則は、平成19年6月23日から施行する。
- 2 この運営細則は、平成21年12月1日から施行する。
- 3 この運営細則は、平成22年5月1日から施行する。
- 4 この運営細則は、平成29年11月23日から施行する。